◎新潟県告示第247号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

平成31年3月12日

新潟県知事 花角 英世

1(1) 解除予定保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町小出字桃ノ木平5031の37、5031の52

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市市野江乙1002の37 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

3(1) 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市大倉814の2 (次の図に示す部分に限る。)、814の3、814の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅